

## 間接経費の充実に向けて

## (1) 現状分析 ※一部、第3回資料より再掲・改変

- 過去において、競争的経費は、大学や独立行政法人等の研究機関（以下、「大学等」）における基盤的経費により用意される基盤的研究環境を活用することを前提としてきたが、競争的経費の拡大や基盤的経費の抑制等を背景に、このような考え方は実態に合わなくなってきたことから、競争的経費のうち競争的資金については、「デュアルサポートシステムを前提として、基盤的研究資金を維持する観点からも、競争的研究資金から必要なオーバーヘッドを徴収する制度の導入は喫緊の課題」（「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について－『知的存在感のある国』を目指して－（答申）」（平成 11 年 6 月 29 日 学術審議会）等の指摘がなされてきた。
- このような状況を踏まえ、第2期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日 閣議決定）において、競争的資金をより効果的・効率的に活用するために、間接経費の導入が決定された。その際、間接経費の比率については、米国における例等を参考とし、30%程度を目安とされ、実施状況を見ながら必要に応じ見直しを図ることとされた。
- 間接経費の役割としては、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当するとともに、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用し、効率的かつ柔軟な使用を認めることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めるものとされた。

## (間接経費導入の趣旨)

- ・ 競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当
- ・ 間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用

(米国の例)<sup>1</sup>

N I Hのグラントにおける間接経費支出は約 30%（1990 年～1999 年度）

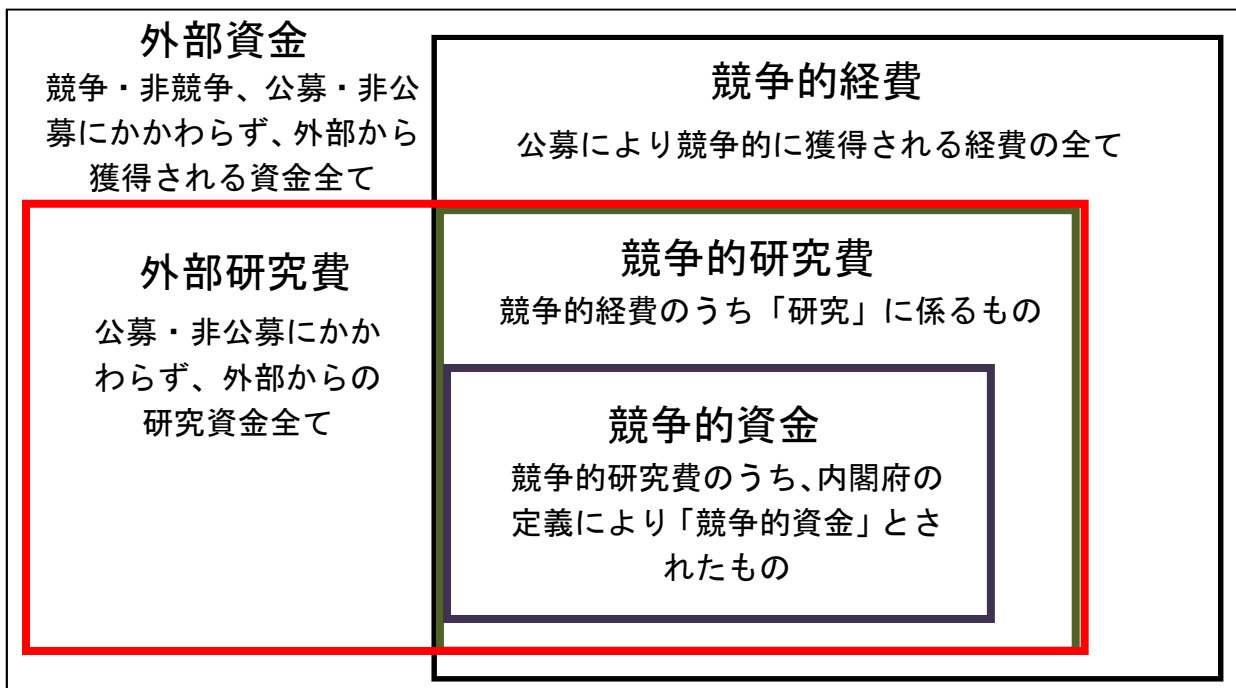
※ただし、直接経費から設備備品経費等を控除した補正額を基に算定

- 間接経費の制度が導入されてから 10 年以上経過するが、昨今の厳しい財政状況の中、基盤的経費は継続的に減少するとともに、平成 22 年度の競争的資金の要件厳格化も加わって、競争的資金についても平成 21 年度をピークに減少し、近年横ばい傾向となっている。加えて、間接経費は本来、大学等が外部から受けたプロジェクトを、自己の資源も活用しつつ持続的に運営していくために必要な経費として措置されるものであり、あ

<sup>1</sup> 米国の間接経費の現状については別紙 1 参照。

らゆるプロジェクトに適用されるべきところ、現在は内閣府が定義する競争的資金を対象が限定されていることも背景に、間接経費 30%が措置されない各府省所管の研究費制度が多く見られるようになった<sup>2</sup>。結果として、間接経費で行われるべき研究の質を高めるための環境整備等を、基盤的経費により行わざるを得なくなったことから、基盤的経費及び外部研究費の双方の取組がともに効果を十分発揮できなくなっている。

【参考】用語の整理



(第3回資料4-2より再掲・改変)

- このため、間接経費の意義・必要性について改めて確認するとともに、研究者と所属機関の効果的かつ適切な関係の観点も踏まえ、間接経費の本来の役割を果たすことができるよう、以下、具体的な改革方策を実行していくことが必要である。

(2) 間接経費の意義・必要性の再確認・徹底

- 間接経費は(1)で述べた性質のものであるが、近年においては、大学等の研究機関に対する社会的要請が年々増加していることに伴い、産学官連携<sup>3</sup>、教職員の活動により生

<sup>2</sup> e-Rad (府省共通研究開発システム) に登録されている我が国の競争的研究費 6,885 億円のうち、競争的資金については、研究費が 3,721 億円、間接経費は 867 億円。競争的資金を除く競争的研究費については、研究費が 2,212 億円、間接経費が 84 億円。(平成 23 年度ベース。総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会(第4回)資料より文部科学省集計)

<sup>3</sup> 例えば東京大学では次のとおり大規模な支援体制の整備が行われている。「増加する海外機関・企業との契約への対応のため、(略)平成 25 年度から産官学連携本部の法務担当者を 3 名増員し、部局へ配置(サテライト化)した。」「事業化に向けた官民共同の研究開発を推進するため、平成 25 年 5 月に産官学連携本部内に事業準備室を設置するとともに、金融機関から投資担当者を同準備室の室長として迎え投資事業のスキームの担当に充てたほか、弁護士 3 名を迎え利益相反やインサイダー取引防止等のためのルール策定の担当に充て、外部人材を活用し、体制整備を行った。」(平成 25 年度事業報告書)

じる知的財産の適切な確保及び管理、産業界からの外部資金獲得時の利益相反への対応、研究行為の不正等を未然に防ぐための倫理教育等研究に付随する業務範囲が拡大するとともにその必要性が増しているが、外部資金によるプロジェクトが実施される際にもこれらの活動は必要となるため、間接経費により賄うべき費用が増大している傾向にある<sup>4</sup>。また、研究活動に不可欠な光熱水料についても、全国的に増加傾向にある<sup>5</sup>。

- さらに、技術の進展等に伴う学際的・分野融合的な研究の拡大や、研究費の効率的・効果的利用という観点から、大型研究設備の共用が促進されるとともに、ICT環境や論文データベース等研究活動に必要な基盤インフラに係る経費は今後一層増加することが見込まれる。これらは、ある特定のプロジェクト毎に措置するよりも、複数のプロジェクトや研究グループ・部局等の組織を越えて措置する方が効率的・効果的である場合が多い。
- このような状況を踏まえれば、本来間接経費を措置されるべきにも関わらず、十分に措置されていない公的機関による外部資金については、間接経費を適切に措置することが必要である。
- この際、以下の点に留意が必要である。
  - ・ 我が国の研究開発投資は増加傾向にあるものの、米国、中国、韓国、ドイツ等に比べるとその伸び幅は相対的に弱く、そのことが近年の我が国の科学技術・学術の国際競争力にも影響を及ぼしていると考えられる。このため、一定の枠内でのやり繰りではなく、研究開発投資の総額自体を伸ばす発想が不可欠である。
  - ・ 各研究機関に間接経費が十分に措置されず、当該研究機関の他の経費からの補てんがない場合には、間接経費の活用によって本来高められるはずの研究等の質が低下する恐れがある。一方で、他の経費から補てんして質の向上を図ることとした場合、当該経費で本来まかなうべき業務がおろそかになるおそれがある。いずれにしても、各研究機関における研究開発力の低下を招くこととなる。
- また、間接経費は、外部研究費においても必要経費として当然に発生するものであり、産業界を中心に、大学等が外部ステークホルダーとの対話を含め、財源の多様化を図る中で、公的機関以外の資金についても間接経費が措置されることが期待される。
- そのため、各研究機関は、間接経費の措置の必要性・重要性・合理性について、研究者等機関の内部構成員に対して周知・徹底を図るとともに、産業界等を含め、外部ステークホルダーの理解を得る必要があり、間接経費の使途も含め、より一層の財務状況の透明性向上に努めるべきである。また、文部科学省は、間接経費の効果的な活用事例等につい

---

<sup>4</sup> 一例として、知財管理については別紙2及び別紙3参照。また、近年我が国の研究機関では、知財の管理・活用、研究戦略の立案、研究資金の調達・管理等をマネジメントするリサーチ・アドミニストレーター（URA）の育成・確保のニーズが高まっており、例えば東京大学では、12名のURAを研究科等に配置するなど、急速な体制整備が進んでいる（平成25年度事業報告書）。

<sup>5</sup> 別紙4参照。

て研究機関に周知を行うなどして、間接経費の活用について、各研究機関における創意工夫を促すとともに、本検討会での議論を踏まえ、透明性向上の観点から、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針について、所要の見直しについての検討を行う。

※ 本項目の作成に当たっては5大学にヒアリングを実施した<sup>6</sup>。

### (3) 間接経費の措置対象経費の拡大

- ここまでに確認した間接経費の趣旨を鑑み、公的機関から研究機関に対して配分する研究費については、競争性の有無にかかわらず、あらゆる研究費について、間接経費を適切に措置（30%）することを原則化することを検討する。その上で、文部科学省として措置対象経費の拡大のための取組を進める必要があると考えられる。
- さらに、外部資金のうち研究費以外の経費（教育関係経費、システム改革経費等）についても、それらの活動にも研究機関の資源を使用することや一定の管理的経費等が発生することなどを踏まえれば、直接経費に対して一定の割合の間接経費を措置する必要があると考えられるが、その範囲や直間比率等については、今後十分な検討が必要である。
- 同時に、他府省や企業等民間からの資金について、総合科学技術・イノベーション会議のイニシアティブにより措置を働きかけていくことが適当であると考えられる。
- 上記の取組を行う前提として、各研究機関が外部ステークホルダーに対して、自らの財務状況や、外部資金に間接経費を措置することの必要性・重要性・合理性等について説明責任を果たすことが不可欠であることから、各研究機関は、財務状況の透明化及び間接経費に関する説明責任の明確化に関して次の取組を行うことが求められる。
  - ・各研究機関における間接経費の使用方針や使用実績について、ホームページ上で公開すること。この使用方針の中で、経営戦略上、また財務会計上、間接経費をどう位置づけ、これにより研究力がどのように向上するのかについて明確に記述すること。
  - ・競争的資金に限らずすべての外部資金の配分機関に対して、執行実績報告書<sup>7</sup>を提出すること。
- なお、外部資金における間接経費の措置について、外部ステークホルダーの理解を得る上では、間接経費を含めて、各研究機関の経営が戦略的に実施されていることを明らかにすることが有効であると考えられる。このため、戦略的経営として、例えば以下の取組が考えられるが、各研究機関が自律的に創意工夫を図ること及びその取組実績を上記のホームページ上での公開にあわせて公開することが望ましい。

<sup>6</sup> 別紙5参照。

<sup>7</sup> 執行実績報告書は現在も作成されているが、間接経費措置対象の経費を拡大するに当たっては、その内容を充実させることが課題である。

(取組例)

- －若手研究者の雇用の促進、研究者の多様性の確保
- －現在の研究内容や利益相反情報を含む研究者データベースの充実、研究成果データベースの構築、研究データの適切な保存・管理・公開
- －研究マネジメント人材（URA、知財管理、高度技術支援員等）の配置
- －共同研究インフラの整備、維持、更新

(4) その他引き続き検討が必要な事項

- 以下の論点については、引き続き検討が必要。
  - －研究現場の創意工夫を促し研究の質を継続的に高めていくうえで、間接経費をめぐる研究者と所属機関の適切な関係はどうあるべきか。
  - －間接経費の措置対象経費の拡大に際して必要となる財源をセットで考えるべきではないか。

(参考) 米国における間接経費の現状

- 米国行政管理予算局 (OMB) における間接経費 (F&A costs (indirect costs)) の定義は以下のとおりであり、我が国における間接経費の概念<sup>8</sup>と大きく異なるものではない。  
共通または共同の目的に必要な経費で、それゆえに支援プロジェクト個別に必要な経費であると容易かつ特異的には特定できないもの。<sup>9</sup>
- 米国の大学は、間接経費の必要性について数年に 1 回程度の頻度で連邦政府の研究ファンディング機関 (NIH など) に対して詳細な報告を行っている。この報告には、例えば、大学の保有するすべての所有資産の減価償却の状況、大学が保有するすべての不動産の部屋 (room) ごとの使用状況などが含まれるとされ、透明度は相当高いと考えられる。<sup>10</sup>
- なお、米国においては、民間企業からの資金に係る間接経費比率についても、基本的には連邦政府から認められた間接経費比率以上に設定されるよう交渉がなされている例がある。例えば、文部科学省が平成 27 年 3 月に行った米国現地調査によれば、カリフォルニア大学サンディエゴ校においては、民間企業から受託するプロジェクトについて、連邦政府が認めた間接経費比率以下の間接経費比率を設定することは認めていない。また、メリーランド大学においては、初めて取引する民間企業については、連邦政府が認めた間接経費比率以下の間接経費比率の設定を認める場合があるものの、2 回目以降の取引については、連邦政府が認めた間接経費比率に合わせることをしている。

---

<sup>8</sup> 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(関係府省申し合せ)における間接経費の定義は「競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」である。

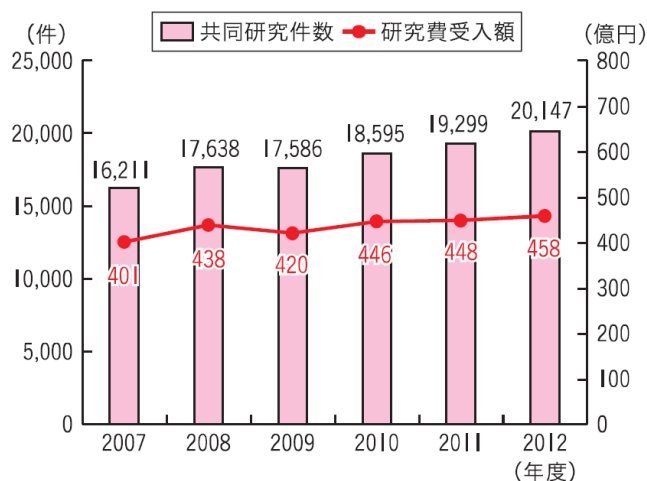
<sup>9</sup> 原文は次のとおり。“*F&A costs are those that are incurred for common or joint objectives and therefore cannot be identified readily and specifically with a particular sponsored project, an instructional activity, or any other institutional activity.*” (OMB Circular A-21, Cost Principles for Educational Institutions)

<sup>10</sup> DCA Best Practices Manual For Reviewing College and University: Long-Form Facilities & Administrative Cost Rate Proposals (U.S. DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES, 2006)による。なお、こうした詳細な報告は、間接経費比率の大学ごとの個別設定を行うため、という側面がある点には留意すべきである。

## 大学等における知的財産活動

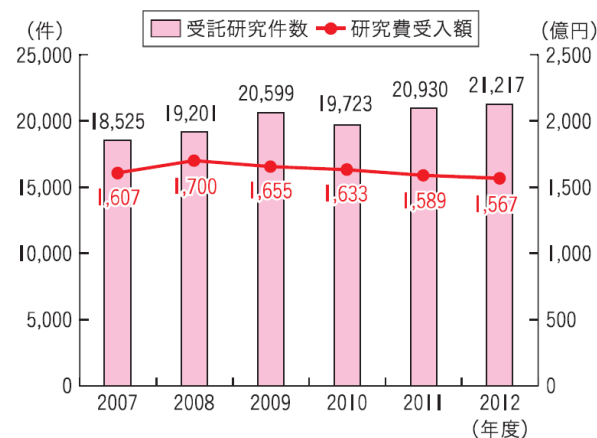
- 大学等における共同研究及び受託研究の件数は増加傾向で推移。

大学等における共同研究実績の推移



(資料)文部科学省 平成19～24年度「大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

大学等における受託研究実績の推移



(資料)文部科学省 平成19～24年度「大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

- 大学等からの特許出願件数は、2004年の国立大学法人化を境に急激に増加したが、2007年をピークに近年は漸減傾向。一方で、グローバル出願率は2002年より一貫して増加傾向。
- 大学等における特許権の実施等件数は、2007年度以降堅調な伸びを示し、2012年度までの5年間で約2.5倍に増加。2012年度の実施等収入額は、前年度に比べ約4.7億円増加(前年度比42.7%)。

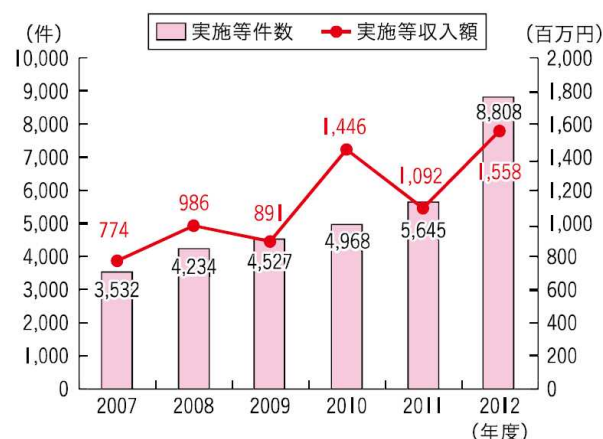
我が国の大学等からの特許出願件数及びグローバル出願率の推移



(備考)我が国の大学等からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

(資料)特許庁作成

大学等における特許実施件数及び収入額の推移



(備考)特許権(受ける権利を含む)のみを対象とし、実施許諾及び譲渡の件数及びそれらによる収入を計上

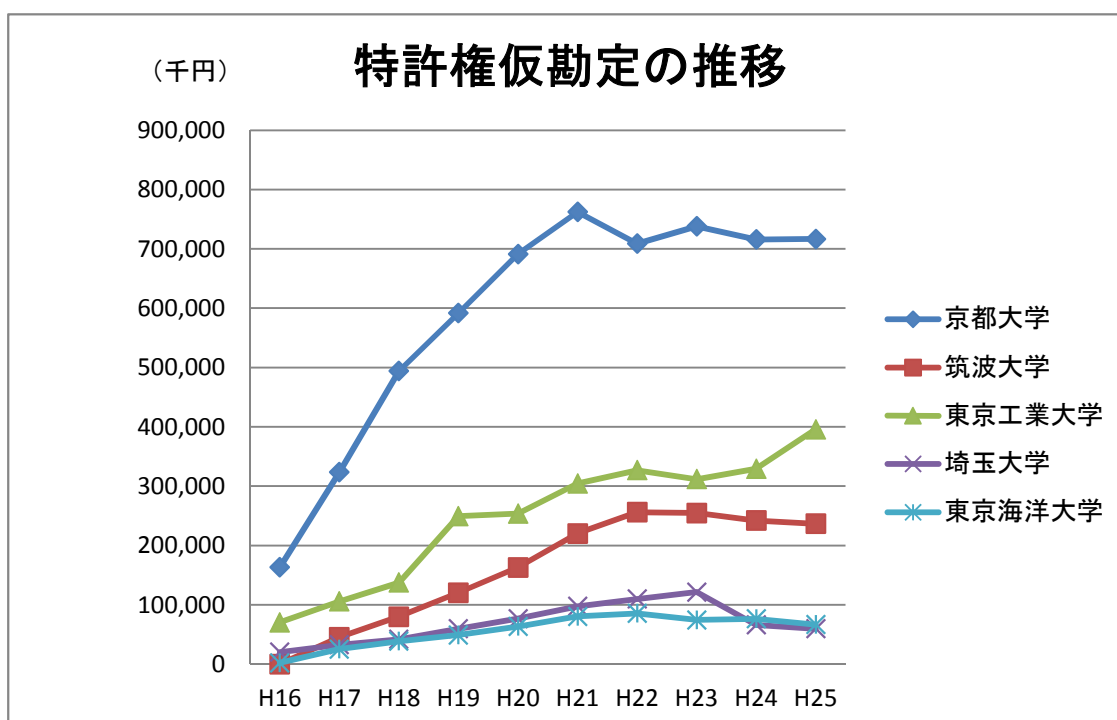
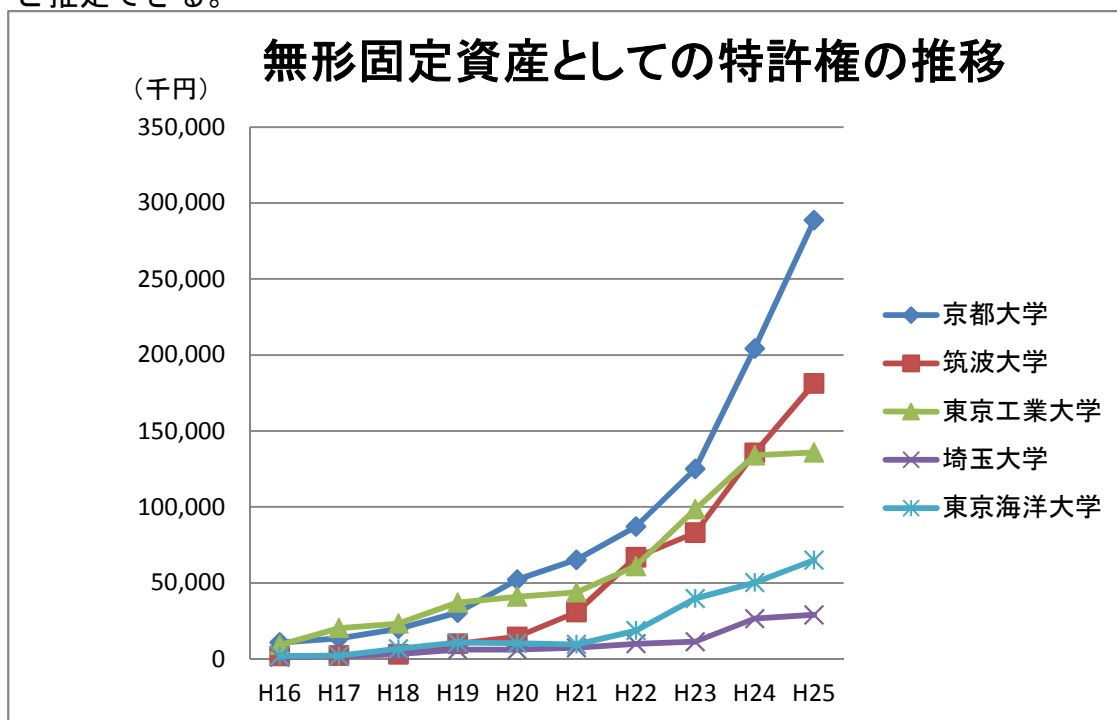
(資料)文部科学省「平成24年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

## 国立大学法人における特許関連無形固定資産の推移

以下の図は、特許関連無形固定資産について、貸借対照表における推移を法人化以降の10年間で見たもの。

各大学とも法人化以降、資産としての特許権が増えており、特に平成20年から大きく伸びている。資産としての特許権については、維持・管理のための経費が発生するほか、民間企業等へのライセンスなどの業務も発生するため、特許関連の間接業務費も増えているものと推定できる。

また、特許成立までの間に出願料や弁理士費用を計上しておく勘定科目である「特許仮勘定」で見ても、法人化以降大きく伸びていることがわかる。これは各大学において知的財産取得に積極的になっていることの表れであり、当然のことながら、そのためのコストも増えていると推定できる。





○研究経費における水道光熱費  
 (財務諸表附属明細書「業務費及び一般管理費の明細」より)  
 (単位:千円)

## 【北海道大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
868,461				129.3%

## 【東北大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
1,462,741				180.0%

## 【東京大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
1,048,083				410.6%

## 【名古屋大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
451,044				173.6%

## 【京都大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
986,385				162.2%

## 【大阪大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
1,664,948				102.6%

## 【九州大学】

平成16年度	→	(増加)	→	平成25年度
589,695				214.5%

## 間接経費の執行状況に関するヒアリング

大学等における間接経費の執行状況を把握するために、5大学<sup>1</sup>から平成25年度の間接経費執行実績報告書をベースにヒアリングを行った。

### (1) 間接経費執行実績報告書について

- 競争的資金を獲得した研究機関等の長は、競争的資金を研究機関等に配分する機関に対し、毎年度の間接経費の収支等を記載した「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」(以下「実績報告書」という)(参考資料3別紙様式)を報告することとなっている。(競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ))

### (参考)

競争的研究費改革に関する検討会データ集(第1回検討会参考資料10)「24. 間接経費の使途(RU11)」における大学別の間接経費納入額(平成25年度)は次のとおり。

(単位: 億円)

大学	間接経費納入額	大学	間接経費納入額
A	105.7	G	21.8
B	75.5	H	20.2
C	57.4	I	19.9
D	45.9	J	14.6
E	30.2	K	9.6
F	28.3		

### (2) ヒアリング結果

- 間接経費の具体的な使用内容は、共通指針の別表1「間接経費の主な使途の例示」に沿ったものであり、研究に係る経常的な経費に充当されていた。
- 間接経費の執行形態として、次の2つの類型が見られた。
- 1) 大学本部及び競争的資金を獲得した部局等による執行  
大学本部と競争的資金を獲得した部局等が、一定の割合等で間接経費を分配し、それぞれで執行していた。部局執行分の配分については部局毎の方針に任されており、

<sup>1</sup> 文系と理系の学部を有し、附属病院を有する大学: 2校、文系と理系の学部を有し、附属病院を有しない大学: 1校、文系の学部のみ大学: 1校、理系の学部のみ大学: 1校

部局からさらに競争的資金を獲得した研究者に一定割合等で配分を行う例もある。

現場のニーズに合わせた執行がされやすい一方で、間接経費の戦略的な活用の検討が、部局単位及び分配された金額の範囲に制限されるとともに、大学全体のガバナンスの有無を確認することが難しいという面がある。

## 2) 大学本部による執行

大学本部が間接経費の全額を一括的に執行していた。なお、競争的資金を獲得した部局等に対して、間接経費の一定割合に相当する金額を、間接経費以外の経費を財源とした運営費として配分している。

間接経費の戦略的な活用について、大学のガバナンスを有効に機能させることができる。ただし、研究に係る経常的な経費のみに充当している場合、使用内容だけでは戦略的な活用であるか否かの確認が難しいという面がある。

- ヒアリングの対象年度ではなかったが、年俸制導入に伴う業績給の財源として間接経費を充当することとした事例があった。
- 外部資金（競争・非競争、公募・非公募にかかわらず外部から獲得される資金全て）の受入実績についてヒアリングし、外部資金の間接的経費率を試算した。

大学	外部資金における 間接的経費の率	備考
イ	11.1%	文系+理系+病院
ロ	16.3%	文系
ハ	22.2%	文系+理系
ニ	29.5%	理系

※外部資金の間接的経費：間接経費及び一般管理費等

なお、学術研究懇談会（RU11）における平成23年度の間接的経費の率は14.2%と報告されている。（平成25年5月「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために（提言）」）

## (参考)

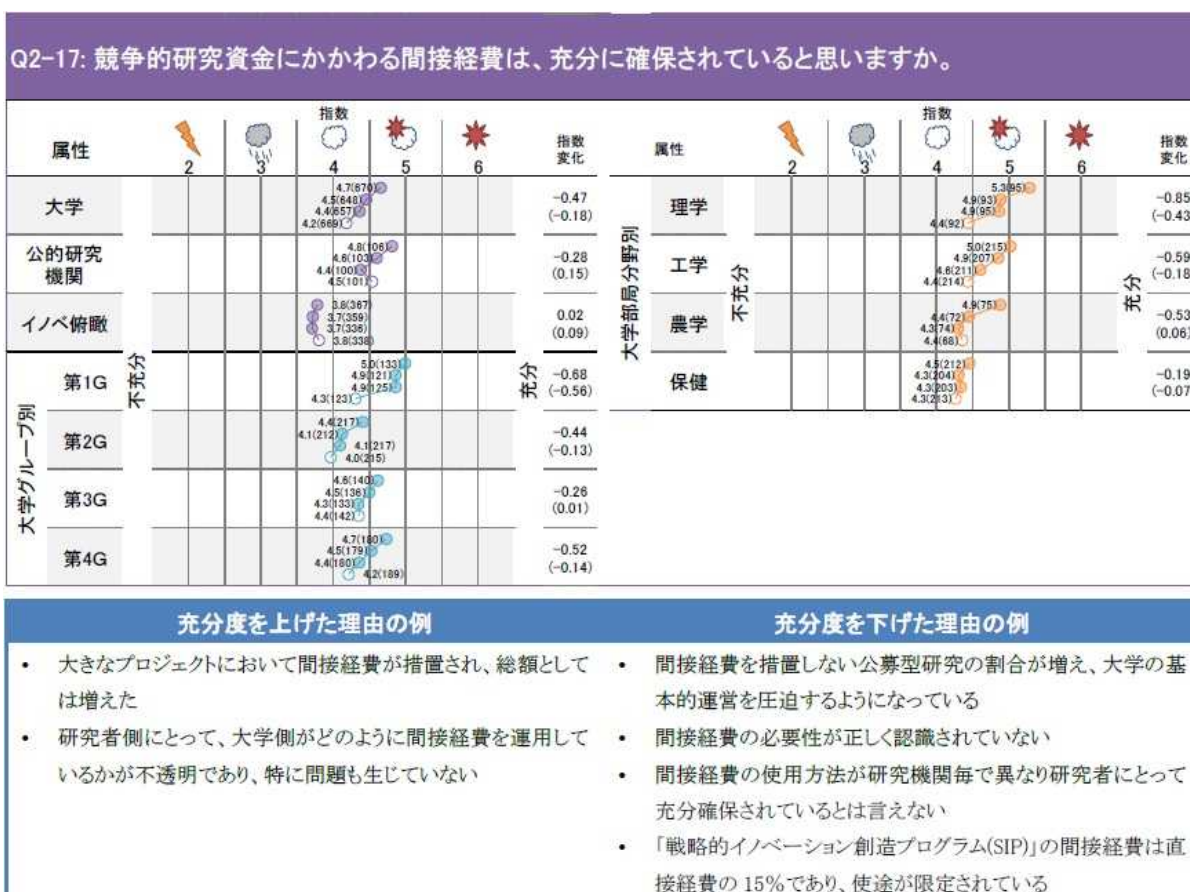
「科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP 定点調査2014）」における間接経費について

### 3-3-1 科学技術予算等の状況（抜粋）

「競争的研究資金にかかわる間接経費の状況(Q2-17)」については、不十分との認識が多く属性で示されている。NISTEP 定点調査2011時点と比べると、イノベーション俯瞰グループを除いて、指数が低下もしくは低下傾向の属性がほとんどである。特に

大学グループ<sup>2</sup>別の第1グループでは、2013～14年度に指数が0.56ポイント低下しており、不十分との認識が急激に増加している。

属性別でみると39歳以下および40～49歳の回答者において充分との認識が相対的に高く、大学や公的研究機関の長では不十分との認識が相対的に高い。このように、間接経費についての認識は、組織における立場によって異なる。



<sup>2</sup> 日本国内の論文シェア(2005年～2007年)が5%以上の大学(全4大学)を第1グループ、1%以上～5%未満の大学(全13大学)を第2グループ、0.5%以上～1%未満の大学(全27大学)を第3グループ、0.05%以上～0.5%未満の大学(全135大学)を第4グループとした。第1グループと第2グループは全ての大学を調査対象とし、第3グループは15大学、第4グループは50大学を抽出した。